

令和9年度
保育施設
入所案内



北 方 町

保育施設とは

種 類	概 要	町内の施設
認定こども園 (幼保連携型)	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設	町立こども園 かわせみこども園(私立) もちのきこども園(私立)
小規模保育事業	0～2歳までの子どもを対象に、少人数(6～19名)による家庭的な雰囲気に近い保育を行う施設	ちびっこ園。(私立)

※町内の認可保育施設の種類のみの紹介しています。

※この入所案内における「保育施設」とは町立こども園(保育認定)・かわせみこども園(保育認定)・もちのきこども園(保育認定)・ちびっこ園。のことを言います。

支給認定について

「子ども・子育て支援新制度(以下、新制度)」により特定教育・保育施設等を利用する場合は、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

1. 支給認定とは

新制度では下記に示す3つの区分の認定に応じて、利用できる施設が決まります。

認定区分		内 容	利用時間区分	利用できる施設
満3歳以上	1号認定	教育を希望される場合 (教育認定)	教育標準時間	幼稚園、認定こども園
	2号認定	保育の必要な事由に 該当し、保育を希望 する場合 (保育認定)	保育標準時間 もしくは 保育短時間	保育所、認定こども園
満3歳未満	3号認定			保育所、認定こども園 小規模保育事業所

2. 保育の必要性の事由

- ① 就労 1ヶ月において、64時間以上労働することを常態としていること。
- ② 妊娠・出産 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(認定期間は、産前6週・産後8週経過後の月末まで)。
- ③ 疾病等 保護者が疾病・障がいを持っていること。
- ④ 看護等 同居又は長期間入院等をしている親族を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 災害等 震災、風水害、火災等の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職 求職活動(起業の準備を含む)を継続的にしていること。
- ⑦ 就学 学校、専修学校等に在学していること(職業訓練等を含む)。
- ⑧ 虐待・DV 児童虐待又はDVのおそれがあると認められること。
- ⑨ 育児休業 育児休業取得時に既に保育を利用しており、引き続き利用することが必要であると認められること。
- ⑩ その他 上記に類する状態として町長が認める場合。

※詳しい条件や認定期間については教育委員会までお問い合わせください。



3. 保育必要量

「保育必要量」とは、保育の必要事由や、保護者の就労時間などに応じ、利用できる区分（時間の範囲）のことをいいます。2号・3号認定の児童は、「保育標準時間」と「保育短時間」のどちらかに区分されます。この区分は申請書や就労証明書等をもとに認定します。そのため、内容によっては希望する保育必要量とならない場合があります。また、認定は父母どちらかの短い時間を適用します。

（1）保育標準時間

1日最大11時間までの範囲で、保育を必要とする時間内の利用が可能です。

（2）保育短時間

1日最大8時間までの範囲で、保育を必要とする時間内の利用が可能です。

11時間または8時間を何時から何時の時間帯とするかは施設が設定しています。詳しくは、3ページにてご確認ください。

保育施設一覧表

名 称	公立私立	定 員	クラス年齢	開所時間
町立こども園	公立	201名	6ヶ月～5歳	7:30～19:00
かわせみこども園	私立	126名	6ヶ月～5歳	7:30～19:00
もちのきこども園	私立	171名	6ヶ月～5歳	7:30～19:00
ちびっこ園。	私立	19名	3ヶ月～2歳	7:30～18:30

※記載内容については見直し等により、変更になる場合があります。

※定員は教育認定を含めた数になります。



教育・保育時間

1. 1号認定（教育認定）

	町立こども園	かわせみこども園・もちのきこども園
時 間	9：00～14：00	9：00～15：00
休 日	土日・祝日・年末年始・春休み・夏休み・冬休み等あり	

○預かり保育

【対象者】

教育認定（1号認定）を受けて認定こども園に在園する児童

【利用時間・利用料】



	時 間	利 用 料
町立こども園	14：00～17：00	350円／回（おやつ代50円含む）
かわせみこども園 もちのきこども園	8：30～9：00	無料
	15：00～16：00	無料
	16：00～18：30	100円／日
	18：30～19：00	150円／日（おやつ代含む）

【利用方法】

各施設へ直接お申込みください。

【その他】

行事等により預かり保育を実施しない日があります。詳細は各施設へお問い合わせください。

利用料の支払い方法は各施設へお問い合わせください。

2. 2・3号認定（保育認定）

			町立こども園	かわせみこども園 もちのきこども園	ちびっこ園。
保育時間	平日	保育短時間	8：30～16：30	8：00～16：00	8：30～16：30
		保育標準時間	7：30～18：30	7：30～18：30	7：30～18：30
	土曜日	保育短時間	8：30～12：00	8：00～12：00	8：30～12：00
		保育標準時間	7：30～12：00	7：30～12：00	8：00～12：00
休日			日曜・祝日・年末年始		
その他			延長保育・土曜保育		土曜保育

○延長保育

【対象者】

保護者の就労時間その他家庭の状況を考慮し、認定区分により利用できる保育時間（保育の必要量）を超えて利用希望する者等

【実施施設】

町立こども園、かわせみこども園、もちのきこども園

【利用時間・利用料】

保育必要量	町立こども園	かわせみこども園 もちのきこども園	利 用 料
短時間認定	7:30 ～ 8:30	7:30 ～ 8:00	100 円／日
	16:30 ～ 18:30	16:00 ～ 18:30	200 円／日
	18:30 ～ 19:00	18:30 ～ 19:00	150 円／日（おやつ代含む）
標準時間認定	18:30 ～ 19:00	18:30 ～ 19:00	150 円／日（おやつ代含む）

【利用方法】

各施設へお申込みください。

【その他】

町立こども園の詳細は別の「延長保育事業について」をご確認ください。

かわせみこども園、もちのきこども園の詳細は施設へお問い合わせください。



入所(園)手続きについて

1. 申込みと期間

○一次申込

4 月に保育施設（町立こども園の教育認定も含む）^{※1}の入所を希望する方を対象に申込みを受付けます。ただし、保育認定を受ける方で、令和 9 年度中に育児休業が終了し復職する方、または、北方町に転入予定であって、転入直前に居住している市町村の認可保育施設を既に利用している方に限り、**5 月から 12 月の入所の予約（以下、入所予約という。）申込みが可能です。**^{※2※3}詳細は、別紙「育児休業からの復帰等に伴う入所予約申込について」をご確認ください。

※ 1 かわせみこども園・もちのきこども園の教育認定の申込みは、施設に直接問い合わせてください。

※ 2 入所予約申込できる施設は公立施設（町立こども園）のみです。

※ 3 4 月入所と入所予約の両方を申込むことはできません。

【対象者】

次のア・イに加え、ウまたはエを満たす方。^{※4}

ア. 1 ページに記載されている「支給認定」の対象となる方。

イ. 入所希望月の前月において保育認定を受けて町内の認可保育施設に在園していない児童。

ウ. （4 月入所の場合） 児童及びその保護者が申込時及び入所希望月の初日に、北方町に住民登録があり、現に在住していること。ただし、申込み時点では北方町に住民登録がなくても、入所前月末日までに転入予定の場合は対象。

エ. （入所予約の場合） 「育児休業からの復帰等に伴う入所予約申込について」に記載された対象者であること。

※ 4 町立こども園の教育認定を希望する場合は、ア・ウを満たす方が対象。

【受付期間】

期間：令和 8 年 9 月 1 日（火）～ 9 月 18 日（金）（期間中は先着順ではありません）

時間：9：00～16：30（土・日祝は除く）

【入所希望者が定員を超えた場合】

教育認定

抽選により入所決定します。

保育認定

入所理由によって入所すべき緊急性の高い児童を優先して入所決定します。第1希望に入所できない場合は、第2希望以降の施設となるか、入所待ちになります。

〇二次申込（随時申込）

定員に達しない空き枠について、入所希望月ごとの受付期間に先着順で申込みを受付けます。ただし、申込者が多くなりやすい各申込期間の初日は、入所理由によって入所すべき緊急性の高い児童を優先して入所決定します。

※二次申込（随時申込）では入所予約の申込みはできません。

【対象者】

次のア・イ・ウを満たす方。^{※5}

ア. 1ページに記載されている「支給認定」の対象となる方。

イ. 入所希望月の前月において保育認定を受けて町内の認可保育施設に在園していない、または、町内の認可保育施設への入所が内定していない児童。

ウ. 児童及びその保護者が申込時及び入所希望月の初日に、北方町に住民登録があり、現に在住していること。ただし、申込み時点では北方町に住民登録がなくても、入所希望月の前月末日までに転入予定の場合は対象。

※5 町立こども園の教育認定を希望する場合は、ア・ウを満たす方が対象。

【受付期間】

期間：4月入所：12月11日～3月10日

5月以降：各入所希望月の前々月11日～前月10日

※11日が土日祝の場合は翌開庁日、10日が土日祝の場合は前開庁日になります。

時間：9：00～16：30（土・日祝は除く）

2. 受付場所

北方町役場教育委員会 ※保育施設では受付しません。

3. 提出書類

（1）支給認定申請書兼入所申込書

記入例を参考に入所児童一人につき1枚提出してください。

（2）就労証明書（就労認定の場合）・状況証明書（就労認定以外の場合）

保育認定を希望される方は提出してください。

児童の保護者1人につき1枚必要です。

別表1の入所条件に応じて、各証明書等を一緒に提出してください（別表1以外に、別途、証明書等が必要になる場合があります）

（3）世帯の状況により必要となる提出書類（必要な方）

利用調整や保育料の軽減適用のために別表2の世帯の状況に該当する場合提出してください。

（4）育児休業からの復帰等に伴う入所予約に係る同意書（入所予約申込される方）

記載事項確認のうえ提出してください。なお、入所後に復職の確認をするため復職証明書の提出を依頼します。期限までに復職証明書が提出されない場合は、退所となりますので留



意ください。

(5) 転入に関する誓約書（北方町に転入予定で入所を申込み方）

別表 1

入 所 条 件	就労状況等証明書の内容・添付書類
① 就労	証明欄に勤務先の証明済みのもの 自営業の方は営業許可証、開業届、確定申告書など現在営業していることがわかる書類の写し
② 妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日等のわかるページ）
③ 疾病等	医師が証明する保育が困難な状況、傷病名が記載された診断書・障害者手帳の写し
④ 看護等	介護・看護を必要とする人の診断書、障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写し
⑤ 災害等	災害の内容がわかる証明書（罹災証明書等）
⑥ 求職	ハローワークカード等の写し（認定期間は2ヶ月です）
⑦ 就学	時間割及び在学証明書等
⑧ その他	事由により必要と認める書類

別表 2

世帯の状況	必 要 書 類
要保護者世帯	生活保護受給証明書等の写し等
ひとり親世帯等	児童扶養手当証書等の写し等
障がい児（者）等在宅世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し等
生計中心者が失業した場合	離職票の写し、雇用保険受給資格証明書の写し等

4. 留意事項

- ・ 一次申込について、申込み期間経過後の希望施設の変更はできません。
- ・ 内定後キャンセルした場合は「二次申込（随時申込）」にて再度申込みをしてください。原則、内定した際の入所希望月の翌月からの申込みしかできません。
- ・ 入所した年度中は原則転園できません。
- ・ 入所予約について申込者全員が入所予約できるとは限りません。予約が内定とならなかった方で、通常の入所を希望の場合は入所希望月の空き状況を確認の上、「二次申込（随時申込）」にて申込みの手続きをしてください。
- ・ 提出された書類は、保育の必要性（状況）確認のほか、保育料等の算定・軽減等に利用します。
- ・ 提出された書類を確認した結果、「保育を必要とする事由」に該当しない場合は、入所承諾できません。
- ・ 必要な書類等が不足、または不備がある場合は受理できません。関係書類等がすべて整った時点で受付完了となります。
- ・ 提出された書類は、原則、お返ししません。書類の控えが必要な方は、事前に写しをとってから提出してください。
- ・ 提出後、記載内容等に変更が生じた場合（転職、退職、勤務時間の変更など）は**必ずその都度**、就労状況等証明書等の再提出をお願いします。なお、入所後も確認のため毎年提出していただきます。

5. 入所決定

児童の家庭の状況・入所条件等から保育の必要性等を総合的に判断し入所を承諾します。各通知書等は下記スケジュールにて発送を予定しています。

教育認定		保育認定	
施設利用決定通知書	10月下旬	仮決定通知書	12 月下旬
		施設利用決定通知書	翌年 3 月中旬
支給認定通知書	翌年 4 月下旬	支給認定通知書	翌年 2 月下旬
利用契約決定通知書 ※公立施設入所者		利用契約決定通知書 ※公立施設入所者のみ	翌年 4 月下旬以降
		利用者負担額決定通知書 ※私立施設入所者（未満児）のみ	
副食費決定通知書 （副食費徴収免除通知書）		副食費決定通知書 （副食費徴収免除通知書）	

※送付する通知や時期は変更になる場合があります。



利用料等について

	1号認定	2号認定	3号認定
保育料	無償	無償	市町村民税をもとに決定
給食費	【町立こども園】 主食費：800円 副食費：3,400円 【かわせみこども園】 【もちのきこども園】 主食費：1,000円 副食費：4,500円	【町立こども園】 主食費：900円 副食費：3,700円 【かわせみこども園】 【もちのきこども園】 主食費：1,000円 副食費：5,000円	
教材費	町立こども園：500円	町立こども園：500円	
その他	【町立こども園】 傷害保険代の一部負担金（年額210円） 保護者会費（年額3,000円） 行事経費 等 【かわせみこども園・もちのきこども園】 雑費（月額500円） 行事経費 等 【ちびっこ園。】 連絡帳代200円（なくなり次第購入）		

※記載は一部ですので、詳細は施設へお問い合わせください。

※金額等は変更になる場合があります。また、徴収月は施設にご確認ください。

支払方法について

【町立こども園】

保育料と給食費、教材費は口座振替でお支払いいただきます。利用可能な金融機関は、大垣共立銀行、ぎふ農業協同組合、十六銀行、大垣西濃信用金庫、岐阜商工信用組合、岐阜信用金庫、三菱UFJ銀行です。

※ゆうちょ銀行はご利用いただけません（納付書での支払も含む）。

※引き落としができなかった等の理由で納付書で支払う場合、三菱UFJ銀行はご利用いただけません。

【かわせみこども園・もちのきこども園・ちびっこ園。】

保育料・給食教材費等は施設ごとの徴収方法となります。

保育料について（3号認定）

園児の属する世帯の当該年度分（4月から8月までにあたっては前年度分）の市町村民税を保育料徴収額表に照らし合わせて決定します。保育料の掲載された「利用契約決定通知書」または「利用者負担額決定通知書」は、4月下旬以降に配付予定です。

○保育料と副食費の算定方法について

父母それぞれの市町村民税の合計額（配当控除や住宅借入金控除、寄附金控除等をする前の額）により保育料徴収額表を基に決定します。

4～8月：令和8年度（令和7年中の所得に基づく）市町村民税
9～3月：令和9年度（令和8年中の所得に基づく）市町村民税

※家庭の状況によっては、同居の祖父母等の市町村税額等により決定する場合があります。

※年度途中で3歳の誕生日をむかえ3号認定から2号認定に変わっても、同年度中（4月から3月まで）は3号認定区分の保育料が適用されます。

○多子軽減等について

①同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所・認定こども園・小規模保育施設等の保育施設、幼稚園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業、児童発達支援、児童心理施設を利用している場合は、年齢の高い順に数えて、

- ・2番目の児童の保育料は半額となります。
- ・3番目以降の児童の保育料は無料となります。

※兄弟が他の幼稚園等に入園している場合は、「在園証明書」等の提出が必要です。

その他、制度概要は以下のとおりです

第3～第6階層までのひとり親世帯等	第2子以降は保育料が無料
ひとり親世帯等のうち第6階層までの世帯	要件によらず保護者と同一生計の子等を数える
ひとり親世帯等以外の世帯のうち第4階層までの世帯	
ひとり親世帯等のうち第7階層の世帯	算定対象となる子どものうち18歳未満の子どもの中で第3子以降は無料
ひとり親世帯等以外の世帯のうち第5、6、7階層の世帯	

②離婚・死亡・婚姻等により、保育料の算定に係る世帯員が異動した場合や、家屋が火災、風水害、震災、その他の災害により著しい被害を受けた場合は、申請月の翌月より保育料が変更になる場合がありますので申し出てください。

③「ひとり親世帯等」とは、次の世帯をいいます。申請の際はひとり親世帯等を証明する書類の提出が必要です（児童扶養手当証書等や障害者手帳等の写し）。なお、金額につきましては「保育料徴収額表」をご覧ください。

1. 母子家庭、父子家庭
2. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する者が世帯にいるとき
3. 特別児童扶養手当の支給対象児が世帯にいるとき
4. 障害基礎年金等の受給者が世帯にいるとき

保育料徴収額表 令和8年度

※ 3歳未満児の非課税世帯及び3歳以上児の保育料は0円です。

※ 3歳未満児の令和9年度保育料徴収額表は法改正により変更する場合があります。

階層 区分	定 義			3 歳未 満 児	
				保育標準時間	保育短時間
第 1	生活保護世帯等		年収260万円未満相当	円 0	円 0
第 2	第 1 階層を除き、当該年度分（4 月から 8 月 までにあつては前年度分）市町村民税非課税 世帯			0	0
第 3	第 1 階層を除き、当 該年度分（4 月から 8 月までにあつては 前年度分） 市町村民税課税世帯 であつて、その所得 割の額が次の区分に 該当するもの	48,600円未満	ひとり親世帯等	3,600	3,550
			ひとり親世帯等以外	8,200	8,100
第 4		48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	6,100	6,000
			ひとり親世帯等以外	12,200	12,000
第 5		57,700円以上 63,300円未満	ひとり親世帯等	6,100	6,000
			ひとり親世帯等以外	12,200	12,000
第 6		63,300円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000	9,000
			ひとり親世帯等以外	18,400	18,200
第 7		77,101円以上97,000円未満		18,400	18,200
第 8		97,000円以上110,000円未満		26,000	25,700
第 9		110,000円以上169,000円未満		30,300	30,000
第10		169,000円以上301,000円未満		41,800	41,300
第11	301,000円以上397,000円未満		42,600	42,000	
第12	397,000円以上		47,600	46,800	

副食費の免除対象について（1号認定・2号認定）

1. 1号認定

階層区分		1子	2子	3子
第1階層（生活保護世帯）		◎	◎	◎
第2階層 （年収270万円未満相当）	うちひとり親世帯等	◎	◎	◎
	その他	◎	◎	◎
第3階層 （年収360万円未満相当）	うちひとり親世帯等	◎	◎	◎
	その他	◎	◎	◎
第4階層（年収360万円相当以上）		×	×	◎

◎：副食費免除対象者
×：副食費免除対象外



※多子カウントは、小学校3年生以下の最年長の児童から第1子、第2子…と数えます。

2. 2号認定

ひとり親家庭等以外の世帯				
参 考	保育料階層	1子	2子	3子
———	1（生活保護世帯）	◎	◎	◎
年収360万円未満相当	2～4（所得割額57,700円未満）	◎	◎	◎
年収470万円未満相当	5～7（所得割額57,700円以上97,000円未満）	×	×	◎
年収470万円相当以上	8～12（所得割額97,000円以上）	×	×	◎

ひとり親家庭等世帯（母子、父子家庭・障がい児（者）同居世帯）				
参 考	保育料階層	1子	2子	3子
———	1（生活保護世帯）	◎	◎	◎
年収360万円未満相当	2～6（所得割額77,101円未満）	◎	◎	◎
年収470万円未満相当	7（所得割額77,101円以上97,000円未満）	×	×	◎
年収470万円相当以上	8～12（所得割額97,000円以上）	×	×	◎



◎：副食費免除対象者 ×：副食費免除対象外

※多子カウントの方法は従来の保育料と同じ（未就学児で保育所等に通っている児童の中での順番）

※ひとり親家庭等以外の世帯の5～7（所得割額55,700円以上97,000円未満）階層及びひとり親家庭等世帯の7（所得割額77,101円以上97,000円未満）階層については18歳未満の児童の中で3子以降を対象にした補助を行います。（対象者には別途連絡します）。

企業主導型保育事業について

国の補助を受けて企業が実施する保育事業です。地域のお子さんの受入れが可能な施設もあります。利用料金や空き状況等詳細につきましては、施設へ直接お問い合わせください。地域枠で企業主導型保育事業を利用する場合支給認定書の交付が必要となることがあります。必要な方は支給認定申請書を提出してください。

施 設 名	住 所	電 話 番 号	設 置 者
和光会保育園バンビ北方	曲路2丁目137番地	216-8111	社会福祉法人 和光会
鹿野クリニック企業主導型保育園プルート	高屋白木2丁目73番地	216-8222	医療法人 鹿野クリニック

障がい児保育について

町内の保育施設では集団保育に支障のない、中・軽度の障がい児を受け入れています。入所の承諾などは面接等によりご相談させていただきます。詳しくは、教育委員会までお問い合わせください。

広域保育について

保護者の勤務の都合等により、北方町の保育施設の保育時間内に送迎が不可能な場合は、保護者の一方の勤務地がある市町村の保育施設へ入所が可能です。ただし、受入市町村の事情・受入基準等により、ご希望に添えない場合があります。詳しくは、教育委員会までお問い合わせください。

北方町立こども園

町立こども園では、「心身ともに健康でたくましい子」を育むことを保育教育方針として、学びの基礎となる豊かな体験活動を展開することが主な特色です。

園の特色

- ☐ **自由遊び** 遊びを選択し全身で楽しむことを通して、追究しやり切る力を育みます
- ☐ **交流活動** 地域の方々、各学校との交流などにより、人と関わる力や郷土愛を育みます
- ☐ **自然や文化的体験活動** 野菜の栽培、英語や音楽、運動などを通して、知的好奇心や表現力を育みます
- ☐ **学校との連携** 学校との連携を密にすることで、円滑な就学へつなげます
- ☐ **保護者とともに進める子育て** 保護者との日々の相談を大切にし、子育てを楽しめるように支援します

園 行 事 令和8年度

月	行 事 名	園 外 行 事
4月	入園式・進級式 新入園児歓迎会 内科健康診断① 保育参観・保護者総会	
5月	交通安全教室 個別懇談 家族運動遊び 歯科検診① 水遊び開始 木育教室	春の遠足
6月	緊急時引き渡し訓練 プール開き 給食参観	時の太鼓見学(年長組)
7月	七夕会 夏季休業開始(幼コース)	
8月	夏季休業終了(幼コース)	
9月	交通安全指導	
10月	きらきら運動会 前期終業式 後期始業式 歯科検診② 個別懇談(未満児・年長組) 芸術鑑賞教室	園外保育(秋見付け) 秋の遠足
11月	内科健康診断②	文化祭参加(年長組)
12月	かがやき発表会 冬季休業開始(幼コース)	
1月	冬季休業終了(幼コース) 新入園児入園説明会 個別懇談(年少・年中組)	文化財防火デー(年長組)
2月	節分	ふれあい合唱集会(年長組)
3月	お別れ会 卒園式 修了式	お別れ遠足(年長組)
年間	誕生会 英語活動(年少・年中・年長組) 発育測定(身長・体重)	安全指導(保育・防犯・交通・災害) 学園・岐阜農林高等学校との交流 未就園参加のなかよし広場

園での一日

コース 時刻	幼稚園コース (3～5歳児)	幼保コース (3～5歳児)	保育園コース (0～2歳児)
7:30		標準時間児 随時登園	
8:30	随時登園(持ち物整理)	各学級へ移動・持ち物整理	
9:00	【教育時間】9:00～14:00 〈午前の活動〉 ○ 自由遊び(自分でやりたい内容を選んでの遊び)		○ 保育教諭や友達との遊び
10:00			○ おやつ
11:00	○ 一斉保育(学級や異年齢学級での活動)		○ 保育教諭や友達との遊び
11:30	○ 給食(準備・食事・片付け) 歯磨き・掃除		○ 給食
12:45	〈午後の活動〉 ○ 自由遊び(自分でやりたい内容を選んでの遊び)		○ お昼寝
13:30	○ 一斉保育(帰りの会)		
14:00	降 園 必要に応じて預かり保育 ～17:00	○ お昼寝など	
15:00		○ おやつ	○ おやつ
16:00		保育短時間 随時降園	
16:30		保育短時間終了	
17:00		○ 友達と室内遊び	○ 保育教諭や友達との遊び
18:00		保育標準時間 随時降園	
18:30		保育標準時間降園終了・延長開始	
19:00		延長保育終了	

※一般的な基準を示したもので季節や年齢、一人一人によっても多少相違があります。

幼保連携認定こども園 かわせみこども園

○保育・教育目標

1. 心身ともに健やかでたくましい子
たくさん遊び、よく食べ、よく眠る等家庭的な雰囲気の中で園生活を安心して過ごすことで、心と身体の安定につなげていきます。
2. 豊かな人間性をもった子
様々な交流などの経験を通して、社会性の基礎を身につけ、生きる力を培っています。
3. なんにでも挑戦する意欲をもった子
子どもたちが自ら選んで主体的に活動できる環境を整え、失敗を恐れずのびのびと取り組む姿を見守ります。
4. 感謝する心を大切に、人を思いやれる心をもった子
他者との関わりや地域との交流の中で、愛されていることに気づき、そこから自らもまた人を思いやれる心を育てます。

園 行 事 (予定)

4月	入園式 進級式
5月	交通安全教室 春の遠足 内科健診① 歯科健診①
6月	プール開き 時の太鼓記念日（年長児） 緊急時引き渡し訓練
7月	七夕会・夏祭り 保育参観
8月	プール納め 個別懇談（年長児）
9月	防災指導
10月	秋の遠足 オータムフェスティバル ハロウィン
11月	歯科健診② 内科健診②
12月	クリスマス会 わくわくデー
1月	新入園児健診
2月	豆まき
3月	ひなまつり会 お別れ遠足（年長児） お別れ会 修了式 卒園式

※青字で書かれている文字のところは、保護者が参加する行事です。

★季節に触れながら遊びが発展するよう環境を整えます。

★毎月実施 お誕生会・身体測定・命を守る訓練・交通安全指導・保健指導

★行事の内容や開催月は変更になることがあります。



かわせみこども園
HP



かわせみこども園
Instagram

園での一日

年齢	コース	時間																
		7:30	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	18:30	19:00			
3 ～ 5 歳 児	幼稚園コース	随時登園	登園	登園	クラス活動	給食	自由遊び	自由遊び	午睡	おやつ・遊び	預かり保育 降園	延長保育	延長保育	おやつ				
	幼保コース																	
0 ～ 2 歳	保育園コース	随時登園	保育・遊び	おやつ・遊び	給食	午睡	おやつ・遊び	延長保育	延長保育	おやつ								

※一般的な基準を示したもので季節や年齢、一人一人によっても多少相違があります。

○多種多様な教室や体験

「楽しみながら学ぶ」、「子どもたちの興味や好奇心を広げる」をテーマにリトミック・英語教室・クッキング・体育教室・学研教室・園外活動等を取り入れています。

幼保連携認定こども園 もちのきこども園

○保育・教育目標

1. 丈夫な身体をもち 元気に遊ぶたくましい子
2. 感謝の心を大切にし 人を思いやれる優しい子
3. 最後まであきらめずに 挑戦する子
4. 自然に学び 自然を愛する子



園 行 事 (予定)

4月	開園式 入園式 前期始業式 保育参観
5月	交通安全教室 春の遠足 個別懇談 内科検診① 歯科検診①
6月	プール開き 時の太鼓記念日(年長児) 保育参観
7月	七夕会 夏祭り
8月	プール納め
9月	防災指導
10月	オータムフェスティバル 芸術鑑賞教室 歯科検診②
11月	文化祭参加(年長児) 秋の遠足 内科検診②
12月	保育参観 クリスマス会
1月	入園説明会 文化財防火デー
2月	ふれあい合唱集会(年中・年長児)
3月	お別れ会遠足(年長児) お別れ会 修了式 卒園式



※青字で書かれている文字のところは、保護者が参加する行事です。

★季節に触れながら遊びが発展するよう環境を整えます。

★毎月実施 お誕生会・身体測定・命を守る訓練(災害避難、交通安全、保育安全、防犯)

★行事の内容や開催月は変更になることがあります。

園での一日

年齢	コース	時間																	
		7:30	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	18:30	19:00				
3	幼稚園コース	登園				クラス活動	給食	自由遊び		おやつ・遊び	預かり保育	延長保育							
5	幼保コース	随時登園				クラス活動	給食	自由遊び	午睡	おやつ・遊び	保育短時間終了				延長保育	おやつ			
0	保育園コース	随時登園	遊び	おやつ・遊び		給食		午睡		おやつ・遊び	保育短時間終了				延長保育	おやつ			
2																			

※一般的な基準を示したもので季節や年齢、一人一人によっても多少相違があります。

○多種多様な教室や体験

「楽しみながら学ぶ」、「やりたい」「やってみたい」という主体的な気持ちを大切にしながらリトミック・英語教室・クッキング・体育教室・学研教室・ICT・園外活動(かわせみこども園との交流)等を取り入れています。

小規模保育事業所 ちびっこ園。

～ 毎日が成長する日 ～

ちびっこ園。では、園で過ごす一日一日を“毎日が成長する日”と考え、子どもたちと向き合っています。目に見える変化に大小はありますが、成長していく姿をしっかりと見届け、保護者の皆さまと一緒に喜んでいきたいと考えています。

小規模だからできるきめ細かく、質の高い保育を実践することで、子どもたちに“笑顔と成長”を、保護者の皆さまに“安心と満足”をご提供します。

園 行 事 令和8年度

4月	お花見 野菜の苗植え	5月	大切な人 プレゼント作り	6月	じゃがいも掘り 歯磨き指導 プール開き	7月	七夕 野菜収穫
8月	盆踊り 野菜収穫	9月	敬老の日 プレゼント作り 園祭り	10月	消防署見学 遠足	11月	芸術鑑賞会 勤労感謝
12月	餅つき 大掃除 大根掘り クリスマス会	1月	初詣 書き初め	2月	豆まき 太巻き作り 運動会 いちご狩り	3月	ひな祭り お別れ遠足 お別れ会 卒園式

年間行事は新しいものが増えたり、中止になることがあります。
最新の情報はHPに掲載しておりますのでそちらをご確認ください。

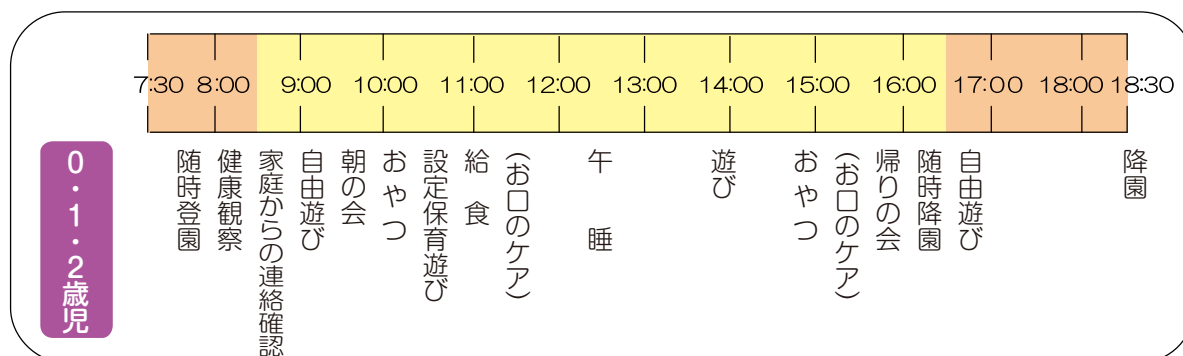


ちびっこ園。
HP



ちびっこ園。
Instagram

園での一日



※一般的な基準を示したもので季節や年齢、一人一人によっても多少相違があります。

幼児教育

「習い事」としてではなく「遊び」の中から、学ぶ楽しさを感じてほしいと考え、「英語」や「リトミック」「習字」「総合運動」「スイミング」「クッキング」などの幼児教室を行っております。他にも、子どもたちの「学ぶ意欲」をかきたてるものがあれば、随時取り入れていきたいと考えております。

園概要

運営 株式会社 わづらす
形態 小規模保育事業 A型
認可 平成27年4月1日から

町内「保育施設」位置図



町立こども園 TEL324-5721
住 所／北方1367番地の1



かわせみこども園 TEL260-6070
住 所／北方73番地の1



もちのきこども園
住 所／高屋勅使1丁目52番地



ちびっこ園 TEL324-1101
住 所／高屋白木2丁目14番地2

問い合わせ先
北方町教育委員会
TEL 058-323-1115
北方町ホームページ
<https://www.town.kitagata.gifu.jp>